

コラム

ベトナム省エネルギー法が議会通过したが・・・

企画事業ユニット 表山 伸二

ベトナムの省エネルギー法が今年 6 月に議会の承認を得た。この省エネルギー法は全 12 章、48 の条項から構成されている。ベトナムでは近年約 8% の経済成長を記録しており、これに伴い国内のエネルギー需要が経済成長を上回る勢いで伸びてきている。特に、電力需要の伸びは深刻で供給が需要に追いつかず、計画停電をするなどの対策を行なっている。石油や石炭の輸出国であるベトナムは、この勢いでエネルギー需要の伸びが続くと 2015 年頃にはエネルギーの純輸入国に転じることが予想されている。この時期を少しでも先送りさせるための対策のひとつとして、ベトナムは 2008 年から省エネルギー法の策定に取りかかった。当初の予定では、2008 年中に議会に案を提出、2009 年末までに公布するという予定であったが、結果的には議会の承認までに 2 年半を要し、来年 1 月の公布までに 3 年かかったことになる。

ベトナムの省エネルギー法は日本や他国の省エネルギー法を参考にしながら商工省が中心となり建設省、交通省、統計局等からなる委員会で検討されてきた。また、検討期間中には日本や他ドナー国の意見も反映してきた。本法案作成に時間がかかった理由のひとつは、役所の人員不足であろう。法案作成の委員は必ずしも省エネルギーや法律の専門家ではなく、本業との兼務で法案作成に携わっていた。もうひとつの理由としては、本法律の内容は複数の省に関わるもので、縦割り意識の強いベトナムにおいてはお互いの利害関係もあり計画通りに進まなかった。

法案作成の途中段階ではかなり細かな点まで検討され、例えば、全ての事業所・事業場に対するエネルギー消費量報告義務、エネルギー管理指定工場・事業場を定めるエネルギー使用量、定期報告書の書式作成担当省庁、定期報告書の提出方法など日本であれば政令や省令で特定される内容も織り込まれていたが、今回承認された省エネルギー法の内容を見るとこれらの細かな定めはなくなっており、かなりすっきりした形になっている。エネルギー管理指定工場・事業者には省エネに関する年次計画書、5 年計画書、定期報告書の作成・提出、エネルギー管理者の選任、3 年に一度のエネルギー監査の実施が義務付けられており、日本の省エネ法とほぼ同じような内容になっている。

法律としてはあまり詳細な内容については触れず、数値や基準などに関しては細則で定めるのが一般的であり、その点から言えば今回承認された省エネルギー法は特段問題がな

いように思われる。承認された省エネルギー法の条文の中にも「基準や法令に従い～」という言葉があちこちに見られる。当初、ベトナムは法律とそれに必要な法令及び基準は並行して策定する計画であったが、今は法律が出来ただけで、基準や法令はまだ作成されていない。法律を補完する法令や基準つくりのためは、これまで以上の分析・検討が必要になってくる。ベトナムはこれらの法令や基準つくりを 2011 年中に行なうとしているが、商工省、建設省、交通省がそれぞれ作成することになり、足並みをそろえるのはかなり大変なことと予想される。また、たとえ基準を設定したとしてもその基準をクリアしているかどうかを測定する施設や測定方法も現在は整っていない。

法令や基準つくりを加速させるためには、日本や他ドナー国の支援が必要になってくる。ベトナム内でも「ベトナムは計画を策定するのは得意だが、実行が伴わないのが問題である」と自ら言っているように今後の動向が注目される。今回承認された省エネルギー法の第 47 条に「この法律は 2011 年 1 月 1 日から施行する」と謳っているが、本当に効力を発揮するのはまだまだ先のことになるであろう。

お問合せ : report@tky.ieej.or.jp